

# 長崎県の企業立地支援制度 ※詳しくは長崎県産業振興財団へお尋ねください

## ◎誘致企業工場等設置補助金

補助の種類	補助金限度額	対象企業	要件											
<b>誘致企業生産施設等整備補助</b> [投下固定資産額×補助率(3~20%)] ただし、対象企業が重点分野の場合は次から選択可能 1. [投下固定資産額×補助率(15~20%)] 2. [投下固定資産額×補助率(5~20%)] 3. [投下固定資産額×補助率(5~20%)] ※投下固定資産額が100億円以上かつ新規雇用者数100人以上の場合。 ※補助率は新規雇用者数により変動	20億円  10億円  20億円  25億円  (地場企業発注促進補助なし)  ※それぞれ新規雇用100人未満の場合は10億円	①製造業 ②試験・研究機関 ③ソフトウェア業 ④機械修理業 ⑤産業用設備洗浄業 ⑥機械設計業 ⑦エンジニアリング業 ⑧物流関係 ⑨立地企業へのリース業  (重点分野) ①ロボット・IoT関連業務 ②航空機関連業務 ③半導体関連業務 ④医療関連業務 ⑤グリーン(自動車・エネルギー)関連業務	・投下固定資産額3億円以上(土地代含む) ・新規雇用者10人以上(派遣社員は0.5人換算) ・立地協定の締結  (※過疎地域への要件緩和) ・投下固定資産額1億円以上(土地に係るものを除く) ・新規雇用者5人以上[30万円×人数] ・補助金限度額 総額8億円											
<b>雇用・人材確保補助</b> 新卒者およびUIターン者 [100万円×人数] 県内求職者 [50万円×人数]	5億円	(30億円) 新規雇用100人未満 20億円												
<b>地場企業発注促進補助</b> [取引額(500万円以上)×補助率(10~50%)] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>新規雇用者数</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5~9人</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※10人増加毎に補助率2%UP</td> </tr> <tr> <td>190~199人</td> <td>48%</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	新規雇用者数		補助率	5~9人	10%	10~19人	12%	※10人増加毎に補助率2%UP		190~199人	48%	200人以上	50%	5億円
新規雇用者数	補助率													
5~9人	10%													
10~19人	12%													
※10人増加毎に補助率2%UP														
190~199人	48%													
200人以上	50%													

## ◎オフィス系企業誘致事業補助金

補助の種類	対象範囲	補助金限度額	対象業務	要件
<b>通信費の50%</b> (離島・半島地域 1.5倍)	4千万円/1年を限度に、3カ年	3億円 (離島・半島地域4億5千万円)	・バックオフィス業務 事務センター、コールセンター、シェアードセンター、BPOサービス等 ・ミドルオフィス業務 経営管理(人事労務財務等)、経営企画(経営計画、情報分析等)業務等 ・高度専門業務 情報技術(システム開発等)、研究開発、設計開発業務等	①立地協定の締結 ②雇用要件…事業開始から1年の間に雇用する新規雇用者数 ・バックオフィス業務 50人以上(離島・半島地域25人以上) ・ミドルオフィス業務、高度専門業務 5人以上 ③設備投資補助要件…事業所新設から3年の間に支払った投資額等 ・バックオフィス業務 2千万円以上 ・ミドルオフィス業務、高度専門業務 1千万円以上 ※投資額等：償却資産、無形固定資産、リース料(償却・無形固定資産)、県外移設資産
<b>賃貸料の50%</b> (離島・半島地域 1.5倍)	5千万円/1坪を限度に、3カ年			
<b>雇用・人材確保補助</b> [30万円×人数] (離島60万円、半島45万円)	1人1回限り(補助対象期間3カ年)			
<b>設備投資額の10%</b> (離島・半島地域 1.5倍)	新設から3カ年の投資額対象			

## ◎高度人材確保支援事業補助金

補助の種類	補助金限度額	対象企業	要件
専門誌等や求人情報掲載、電子メール等による求人情報の提供に要した経費の50%	1千万円	・研究開発分野の事業所を設置する誘致企業工場等設置補助金適用企業 ・高度専門業務の事業所を設置するオフィス系企業誘致事業補助金の適用企業	・高度専門業務遂行に必要な高い技術・マネジメント能力を持つ県外の人材を採用する場合 ・広域募集実施計画の事前提出 ・対象期間は立地協定締結から5年経過日まで ※誘致企業工場等設置補助金、オフィス系企業誘致事業補助金の交付要件を満たした企業
有料職業紹介事業者を介し県外の高度人材採用に要した経費の75%	300万円/1人(10人以内)		